

新・民法小説（3）コラム

【暁月のレポート・その2】（コラム5）

民法典普及のための出版物（続）

第2章 民法に関する専門書以外の出版物

1898年に民法が制定された際には、関連する多数の出版物が出版された。前章で見た『民法小説』はその中でも特殊なものであり、その表題が示すように、「小説」の形態をとるものであった。法律家向けの専門書は別にして、非法律家向けのより一般的な書物の中には、「民法小説」に近いパンフレットのようなものと、かなり大部で専門書に近いものが含まれていた。つまり、民法に関する出版物は、次のように整理できる。



以下においては、専門書に近い解説書とはどのようなものかを具体的に見ていくことにしたい。具体的には、『民法小説』と同じく、駿々堂から出版された『改正日本民法正解』という本を取り上げる。この本の著者は高野勝三・吉川豊三、乾吉次郎の校閲を経て明治31年（1898年）8月に出版されている。800頁以上の大きな本であるが、1冊で総則・物権・債権・親族・相続の全体をカバーするとともに、民法施行法に関する解説も掲載している。

解説は逐条で行われており、たとえば民法1条を例にすると、次のような説明がされている。

1条 私権ノ享有ハ出生ニ始マル

前説明する如く私権は親族上又は財産上の利益に係る権利なるをもつて人の生るるや当然享有すべきものにして死して生るるに不必要なるやまた明らん況んや懐胎中の児に於てをや…

この説明からもわかるように、1条以前にも解説がある。具体的には、第1章人といった章題、第1節私権ノ享有といった節題についても解説が加えられている。たとえば第1節私権ノ享有には、次のような説明が加えられている。

第1節 私権ノ享有

私権とは如何なるものなるや抑も権利には公権及私権の別ありて公権とは刑法第十条に列記せる諸権なるも…私権は人間一身上及財産上に係る権利にして民法に規定せるも

のの如きは概ね私権に属するもの也…

このように条文を見ただけではわからない解説が、全条について行われている。その意味で、かなり専門性の高い本であることがわかる。

このような本を出版する意義につき、校閲者の乾は序文において次のように述べている。

序文

新民法実施セラレテ旧来ノ慣習一洗シ今日又昔日ノ如クナラス。而シテ吾国民ハ之ヲ知ラス。曰ク悪事ダニナサザレバ別ニ法律ヲ知ルニ及バス何ゾ殊更ニ法律ヲ学ブノ必要アラシヤ事アラバ其道ノ人ニ研究センノミト。…殊ニ知ラズ民法ハ個人相互ノ關係ニ於テトヘ些細ナル一挙一動ニ到ル迄悉ク之カ支配ヲ受ケツツアルコトヲ。

然ルニ民法ノ条項タル其浩瀚ナル一万余条ニ亘リ文簡ニシテ意深シトヒ法理ニ精通スルノ人ト雖トモ尚ホ之ヲ惑ヒトセルハ又余カ往々見ル所ナリ。況ンヤ農工ニ商ニ各々自己ノ業務ニ従事スルモノニ於テヤ。

古い文体で書かれた序文の意味は、本文の解説よりも難しいが、要するに、私たちは民法の支配を受けているのだから、法律など関係ないと言っていてはすまない。しかし、特に農工商業を営む人にとって、民法を知るのは大変なことだということだろう。だから、この本が必要だと話は続く。

ここで注目すべき点は、読者として「農工商業」を営む人が想定されているということである。しかしながら、その内容はかなり難しく、法学的な素養のない人が十分に理解できたかどうかはわからない。それにもかかわらず、この本が非常に売れたというのは興味深い事実である。

おわりに

最後に、当時の人々が法律をどのようなものとして受け止めていたかについて一言して、結語に代える。前章の最後に掲げた序文は、この点につき明確な見方を示していると言える。そこには、法律は自分たちに関係ないという従来の見方を脱却して、法律が自分たちを規律していることを十分に理解し、不利益を被ることがないようにしようという見方が見られる。これは『民法小説』にも見られた見方でもあるが、当時の法律に対する一般的な見方なのかもしれない。

【暁月のレポート・その3】（コラム6）

民法典普及のための出版物（完）

補章 探偵小説について

駸々堂は『民法小説』に先行する形で、『探偵小説』を刊行していた。すなわち、『民法小説』は『探偵小説』の法律版だったとも言える。そうだとすると、『民法小説』とは

いかなるものであったのかを明らかにする上で、『探偵小説』を検討することには一定の意味がありそうである。そこで本稿では「補章」を設けて、『探偵小説』について若干の検討を行っておきたい。

『探偵小説』は駸々堂の小説シリーズ名であるが、同時に小説の一つのジャンルを示すものでもある。日本におけるジャンルとしての「探偵小説」の登場を語る上で逸することができないのは、黒岩涙香である。彼は『万朝報』を主宰したジャーナリストであるが、同時に、欧米の小説の翻案者としてもよく知られている。その代表作としては『噫無常（あゝ、むじょう）』、『巖窟王』を挙げることができる。前者はユーゴーの『レ・ミゼラブル』の、後者はアレクサンドル・デュマ（父）の『モンテ・クリスト伯』の翻案である。そして彼こそが「探偵小説」の元祖であった。その最初の作品は明治21年（1888年）の『法廷の美人』であるが、そのタイトルからして涙香の狙いがどのあたりにあったかが推測される。もっとも涙香以前に「法理小説」「裁判小説」と銘打った小説が書かれており、涙香の小説はその延長線上に位置づけられる。すなわち、一方で「新奇な読物の提供」という意味を持っていたのはもちろんだが、他方、「誤判や不公正な裁判に対し、司法当局への警鐘を鳴らし正義の生き方を大衆に教える意味合いがあった」と評されている。

涙香の探偵小説は明治24、5年ごろから大流行を見せた。尾崎紅葉らの硯友社グループはこれを快く思っていなかった。そこで春陽堂の主人は、毒を制するには毒を以てする、ということで探偵小説を出す案を紅葉のところを持ち込んだ。春陽堂版の「探偵小説」は明治26年から翌27年にかけて26編を刊行、大いに売れたという。これに続いたのが駸々堂であった。春陽堂から半年遅れて始まった駸々堂の「探偵小説」は51冊を刊行した。著者はやはり硯友社系の作家たちであった。

駸々堂版「探偵小説」の詳細は説明しないが、そこには法学士・法学博士が少なからず登場する。刑事事件が素材になるのでは当然のことと言えば当然のことであるが、その内容は「民法小説」と連続的な面を確かに有している。

ところで、涙香については、「探偵小説」のほかにも述べておくべきことが2点ある。

一つは、相馬事件（旧藩主相馬家の家督争いをめぐる事件）についてである。涙香が『万朝報』を創刊したのは明治25年であるが、翌26年から相馬騒動に関する記事は『万朝報』を有名にした。「ほぼ10年間も『万朝報』の読者の興味をつなぎとめ、そのゆれゆきをひろげるはたらきをした相馬事件は、妄想狂の錦織剛清創作、黒岩涙香脚色の大芝居であった」と評されている。実は駸々堂も相馬事件を大きく取り上げていた。この点でも、駸々堂は涙香のビジネス・モデルを活用していたと言える。

もう一つは、涙香が得意とした筆誅（人身攻撃）にかかわる。特に注目すべきは、明治31年7月7日から9月11日まで連載が続いた「蓄妾の実例」である合計479例、今日でも知られる著名人としては、森鷗外のほかに、犬養毅、西園寺公望、山縣有朋、井上馨、伊藤博文、榎本武揚、黒田清輝、尾上菊五郎などの名も挙げられているという。「こうした実例はあげても弊風が俄かに改めるわけでもないから、これは涙香の関心が半分、あとの半分は売らんかな主義の企画であったろう」とされている。

しかし、連載の最初に掲げられた「男女風俗問題」と題された次の一文は注目に値する。

「憐む可きは我国婦人の境遇より甚だしきは莫（な）し。古来の慣習とはいえ今以て男子の玩弄たるが如き地位に在り。…これを女子当然の境遇として安（やすん）ずる者あるに至りて却て最も憐む可きなり。彼の文明法典に依拠せりと称せらるる民法にすら庶子を記して間接に一夫多妻を国風と認むるに至りて、最早や日本婦人の地位殆ど救うに由なきかを疑わしむ。これ吾人が茲（ここ）に男女風俗問題としてこの記事を掲ぐるの止むを得ざる所以なり。」

明治民法の届出婚主義ははむしろ一夫多妻を避けるために導入されたとも言われるが、涙香のような理解も不可能ではない。特に注意する必要があるのは、この連載が始まったのが明治民法の施行日（明治31年7月16日）の直前であったことである。

涙香が民法施行を強く意識して、この連載を始めたことは確かであろう。「蓄妾の実例」は「民法小説」三面記事版であるとも言えるのである。